

特定非営利活動法人沼田市スポーツ協会表彰規程

第1条 競技優秀者並びに体育功労者を、本規程の定めるところにより表彰し、もって沼田市体育の健全な普及発展に寄与することを目的とする。

第2条 表彰される者の決定は、機関団体から推薦された者について、選考委員会が審査した結果に基づき、特定非営利活動法人沼田市スポーツ協会（以下市協会という）と沼田市教育委員会（以下市教委という）が協議して行う。

第3条 前条による選考委員会は、市協会理事並びに市教委関係職員をもって構成する。

第4条 審査及び推薦の基準は、次のとおりとする。

1 競技優秀者

前年の9月1日から、その年の8月31日まで（以下その年度という）に、県大会において優勝した者、又は関東大会三位以内、全国大会六位以内に入賞した者、及びその年度において県新記録を樹立した者。

2 特別賞

その年度において、全国大会以上で優勝した者、及び日本代表選手、又は役員として国際試合に参加した者。

3 貝瀬賞

その年度の競技優秀者並びに体育功労者の中から、会長が理事会にはかつて決める。ただし、再度表彰することはしない。

4 体育功労者

別に定める市協会体育功労者等表彰内規による。

第5条 推薦母体は、前条に該当する者があるときは次の書類を整えて市協会に提出するものとする。また、表彰候補者は市民であることを原則とするが、本市の代表として参加した者はこの限りでない。

1 表彰候補者の所属・住所・年齢・氏名

2 推薦の理由

3 推薦の理由と証するにたりる書類

4 推薦母体代表者氏名捺印

第6条 表彰は、毎年市協会会長及び市長が行う。

附 則

この規程は、昭和43年度から施行する。

昭和49年5月28日規程一部改正

昭和58年4月2日規程一部改正

平成12年8月18日規程一部改正

平成17年5月24日規程一部改正

平成20年5月22日規定一部改正

令和5年4月1日規程一部改正

現行の規定をNPO法人格取得後に引き継ぐ

現行の規定をスポーツ協会に引き継ぐ